

広島県環境影響評価に関する条例（平成十年広島県条例第二十一号。以下「条例」という。）第六条第一項の規定による環境影響評価方法書の送付を受けたので、条例第七条第一項の規定によって、次のとおり公告する。

平成三十年三月八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 事業者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

事業者の氏名	廿日市市長 眞野 勝弘
事業者の住所	廿日市市下平良一丁目一番一号

二 対象事業の名称、種類及び規模並びに対象事業実施区域

対象事業の名称	廿日市市新機能都市開発事業
対象事業の種類	土地区画整理事業
対象事業の規模	七〇・二ヘクタール
対象事業実施区域	廿日市市上平良・下平良地内

三 条例第六条第一項に規定する地域の範囲及びその範囲が属する市町

廿日市市上平良の一部、下平良の一部、佐方の一部、平良一丁目の一部、平良二丁目の一部、陽光台一丁目の一部、陽光台三丁目の一部、陽光台五丁目の一部、宮内の一部、宮内一丁目の一部、峰高一丁目の一部、峰高二丁目の一部、串戸四丁目の一部、串戸五丁目の一部、串戸六丁目の一部

四 環境影響評価方法書の写しの縦覧の場所、期間及び時間

1 場所

- (一) 広島県環境県民局環境保全課
- (二) 広島県西部厚生環境事務所環境管理課
- (三) 廿日市市環境産業部環境政策課
- (四) 廿日市市大野支所地域づくりグループ
- (五) 廿日市市佐伯支所地域づくりグループ
- (六) 廿日市市宮島支所地域づくりグループ
- (七) 廿日市市吉和支所地域づくりグループ
- (八) 廿日市市平良市民センター

2 期間

平成三十年三月八日から平成三十年四月九日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

## 五 意見書の提出

環境影響評価方法書について、環境の保全の見地からの意見を有する者は、事業者に対して意見書を提出することができる。

### 1 意見書の提出期限

平成三十年四月二十三日まで

### 2 意見書の提出先

〒七三八・八五〇一 廿日市市下平良一丁目一番一号（平成三十年三月十九日以降は、〒七三八・〇〇二三 廿日市市下平良一丁目一番四号）

廿日市市役所分権政策部都市活力企画室 宛

### 3 意見書の記載事項

- (一) 意見を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (二) 意見書の提出の対象である方法書に記載された対象事業の名称
- (三) 方法書についての環境の保全の見地からの意見及びその理由